

令和7年度第2回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会 次第
(令和8年3月26日(木)開催)

開催日時:令和8年3月26日(木) 13時30分から

開催場所:福祉センター4階 第3・4会議室

出席者:別紙参照

議題

1 中核機関の取組状況の報告について

2 権利擁護サポーター養成について

3 令和8年度の実施予定事業等について

4 各団体からの情報提供等について

資料 1

八千代市権利擁護連携支援センター（中核機関）の取組状況について

センター開設：令和 6 年 4 月

実 施 団 体：八千代市社会福祉協議会（八千代市受託事業）

1. 相談受付状況（新規のみ）

【令和 6 年度実績】

	件数	相談経路		相談内容			申立に至った案件		
		本人/親族	関係機関	後見 (内、申立支援)	相続/遺言	身元/死後	委任	市長	作成支援
合計	110	52	58	90 (17)	5	8	8	9	3

※関係機関 58 件内訳：

行政 18, CM 12, 包括 6, 日自 4, 病院 5, 施設 4, 地セ 1, CSW 2, 他 6

【令和 7 年度実績】（令和 8 年 1 月末現在）

月	件数	相談経路		相談内容			申立に至った案件		
		本人/親族	関係機関	後見 (内、申立支援)	相続/遺言	身元/死後	委任	市長	作成支援
4	17	8	9	10	3		5	2	3
5	11	7	4	9 (1)		1			1
6	14	4	10	8		3			
7	10	3	7	10 (1)				2	1
8	10	4	6	9 (3)			1	1	2
9	10	4	6	5		3			
10	12	4	8	8	1				1
11	10	5	5	7 (1)					
12	15	6	9	12 (2)				2	1
1	8	5	3	8	1				
合計	117	50	67	86 (8)	5	7	6	7	9

※関係機関 67 件内訳：

行政 14, CM/計画 9, 包括 12, 日自 13, 病院 7, 施設 0, 地セ 0, CSW 3,
生困 3, 住民 1, 他 5

2. 権利擁護支援ケース検討会

開 始：令和6年7月

開催月：奇数月1回

【令和6年度実績】

開催	事案件数	市長申立て		困難事案	
		申立前（内、継続）	申立後		
全5回	28	23	3	5	1

社協候補：4件

社協受任：3件、受任なし1件（令和7年11月）

【令和7年度実績】（令和8年1月末現在）

開催月	事案件数	市長申立て		困難事案	社協申立
		申立前（内、継続）	申立後		
5月	3	2	0	1	
7月	2	2	0	0	
9月	2	2			
11月	5	2		1	2
1月	5	2	2	1	
3月	開催予定				
	17	10	2	3	2

社協候補：3件（内、市民後見監督2件）

社協受任：1件

3. 研修会・講演会等実績

【令和7年度実績】

月	内容	対象者		参加者数	
		市民/団体	関係機関		
6	成年後見制度についての概要や手続き方法などの知識を得る	○		56	
〃	安心して暮らすための第一歩～ 【入門編】成年後見制度	○		39	
〃	お金の管理等が不安な方へ	○		37	
9	成年後見制度について（事例を通して）	○			ラジオ
〃	安心した老後を過ごすためにできること～制度と備えのポイントを学ぶ～	○		42	
10	事例をヒントに学ぶ（ケアマネ研修会）		○	66	
11	成年後見制度について（事例を通して）	○			ラジオ
1	法人後見・連携支援センター	○			ラジオ
2	フォローアップ研修（市民後見人養成研修）		○	7	
3	権利擁護サポーター養成講座	○		15	
〃	もしもに備えて ～権利擁護の制度～	○		12	
		9	2	274	

4. 市民後見人養成研修

- ・平成30年度、令和4年度に開催。

※令和7年度は、フォローアップ研修のみ開催

- ・修了生11名（一期生8名、二期生3名）の活動状況（令和8年2月末現在）

市民後見人登録台帳登録者：7名（一期生5名、二期生2名）

後見支援員活動者：6名（一期生4名、二期生2名）

- ・権利擁護サポーター養成講座の開催 1回 ※3月開催

5. 法人後見の受任状況（令和8年1月末現在）

受任開始：平成27年4月 ※市民後見監督受任は令和4年2月から

後見受任総数：35件（後見33、保佐2、補助0）

支援中：17件（後見12、保佐1、補助0、監督4）

6. 関係機関との連携、ネットワークの構築

【令和7年度実績】

- ・権利擁護支援ケース検討会の開催 奇数月に実施
- ・支援者の権利擁護弁護士相談を開催（※新規） 偶数月に実施
- ・市内特別養護老人ホームや病院等へ挨拶 11施設7院他
- ・権利擁護業務会議へ参加 月1回
- ・日常生活自立支援事業の専門員会議へ参加 月1回
- ・チーム会議へ参加 計25回（開始まで21、開始後4）
- ・権利擁護ネットワーク推進協議会・交流会の運営協力 年2回

7. その他、日常生活自立支援事業の運営状況について

① 従事者

	R6.11	R7.7	R8.1
専門員 常勤	1	1	1
非常勤	3	2	2
専門生活支援員	2	2	2
生活支援員	25	23	25

② 契約状況

	R6.11	R7.7	R8.1
契約件数	88	71	75
待機者	18	15	6
待機期間	4～5か月	6～7か月	4～5か月

③ 解約状況

解約理由	R7.3	R8.1
本人管理	5	7
死亡	4	6
施設入所	5	4
転居	1	1
親族管理	1	2
後見人等選任	1	4
その他	1	0
合計	18	24

地域包括支援センターでの相談状況等について

(令和7年12月末時点)

相談総数

57件(実数) ※最少の包括で4件, 最多の包括で14件

相談内容内訳

成年後見制度: 40件 日常生活自立支援事業: 5件 消費者被害: 12件

相談者の内訳

家族: 17件 ケアマネジャー: 11件 本人: 18件 病院: 2件 その他: 9件

※その他の内訳は施設関係者・友人・不動産業者

相談方法

電話: 30件 来所: 11件 訪問: 16件

案内した制度

法定後見: 31件 任意後見: 12件 日常生活自立支援: 9件 身元保証: 2件

その他: 17件

※ その他は消費者被害の注意喚起, 家賃滞納など

相談後の連携先

権利擁護連携支援センター: 23件 福祉総合相談課: 6件 NPO 法人成年後見なのはな:

2件 弁護士会: 2件 司法書士会: 1件 家庭裁判所: 1件 法テラス: 3件

その他: 18件(消費生活センター・「しえん」など)

窓口のみで案内なし: 17件

相談傾向について

- ・相談の全体数の減少理由については不明。
- ・消費者被害に関する相談が前年に比べて増加しており, 具体的な詐欺被害を受けているケースも複数あり。
- ・連携先として権利擁護連携支援センターに繋がるケースが増えており, 地域包括支援センターと権利擁護連携支援センターの連携が増え始めている。

基幹相談支援センターでの権利擁護に関する相談件数等について

(令和 8 年 2 月末時点)

相談総数

9 件 (実数)

相談内容内訳

成年後見 : 7 件 日常生活自立支援事業 : 2 件 消費者被害 : 0 件

相談者の内訳

家族 : 6 件 本人 : 0 件 その他 : 2 件 (相談支援専門員、職場上司)

相談方法

来所 : 6 件 電話 : 3 件

案内した制度

法定後見 : 6 件 日常生活自立支援事業 : 3 件 その他 : 1 件 (親の相続放棄申述)

※重複あり

相談後の連携先

権利擁護連携支援センター : 1 件 法テラス : 1 件 その他 : 1 件 (しえん)

窓口のみで案内なし : 6 件

相談傾向について

- ・相談件数は前回 (R7 年 12 月) と同様の件数でした。
- ・3 障害 (身体障害・知的障害・精神障害) の中で知的障害者に対する相談が多い傾向にあります。
- ・相談件数の半数が親亡き後に向けた相談が最も多く、ついで金銭管理に関わる相談が多い結果となりました。

作成日:令和8年 2 月 10 日

権利擁護サポーター養成講座実施案

●はじめに

本講座は、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、全ての住民が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支えあいながら、ともに地域を創っていく(地域共生社会の実現)ための取組みの一つとして実施する。なお、令和7年度は、試験的にを行い、内容等を精査の上、令和8年度に実施する。

●目的

・権利擁護支援を必要とする人に気づき、必要に応じて支援機関や相談窓口につなぐことができる住民を育成する。

●目標

・住民が権利擁護支援を必要とする人に気づき必要に応じて支援機関や相談窓口に繋がられるようになる。
・地域の相談窓口、権利擁護支援の担い手として市民後見人や生活支援員がいることを知る。

●講座内容

① つなぐサポーターについて ※養成講座動画視聴 内閣府 孤独・孤立対策室

- ・なぜ、つなぐ、つながるのか
- ・相談窓口リスト
- ・地域における活動紹介など

② 権利擁護支援に関わる制度

- ・日常生活自立支援事業 ※パンフレット「すまいる」
- ・成年後見制度 ※パンフレット「成年後見制度」(厚労省)
- ・生活支援員、市民後見人の案内
- ・事例紹介 「市民からの通報と資源の活用、連携」 ※パワポ資料

●当日のタイムスケジュール

- ① つながりサポーター養成講座動画視聴 30分
- ② 休憩5～10分
- ③ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の概要 30分
- ④ 事例紹介 15分
- ⑤ 質疑 15分

全 100 分

●実施場所

・地区別開催について、地域振興課と相談し決定する。ほっこり等の活用。

※令和7年度は、3月に1回、ほっこりでの開催見込み

●募集人数

・受講者募集(4～10名程度)、既存の会議等を活用

●対応職員

- ・地域振興課職員1名
- ・権利擁護支援センター職員1～2名

●受講後の対応

- ① 受講証明書を発行
- ② 名簿登録※要検討 市民後見人、生活支援員希望者のみなど
- ③ 市民後見人養成講座やボランティア活動等の案内
- ④ ③希望者は各自で申請手続き

●その他

- ・令和8年度開催に向けて資料等を修正。
- ・令和8年度は、秋頃からの開催見込とし、3～4月に地域振興課と開催時期、場所を相談し事業計画へ。

以上

八千代市権利擁護連携支援センター